

二宮町立小中学校に小中一貫教育校の導入を検討するにあたっての基本的な考え方

1 趣旨

昨今の社会の状況において、情報のグローバル化がますます進展し、少子高齢化や核家族化の急速な進行などによる地域コミュニティの弱体化や家庭における教育力の低下など、子どもをとりまく環境が様々に変化しています。国においては、これらの状況に対応するためには教育制度の改革が必要であるとして、学校教育法を改正し、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を新たに位置付けるなどの改革が進められており、義務教育が大きな転換期を迎えています。

神奈川県においても「小中一貫教育校の在り方検討会議」を設置し、「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 最終報告」をまとめるなどして、小中一貫教育の有効性や必要性を示しています。

子どもを取り巻く社会環境などの様々な変化は二宮町でも同様であり、このような状況を背景に、二宮町教育委員会においても、子どもたちにより良い環境においてより質の高い学校教育を提供するため、小中学校という義務教育のあり方について、根本から考えていかなければならない時期にきていると認識しています。また、小中一貫教育などの特色ある学校教育を進めることで、若い世代の人口減少に歯止めがかかり、将来の二宮町を支える人づくりにもつながるものと考えています。

そこで、二宮町教育委員会では、これからの小中学校の教育のあり方を考える基本として、約10年前から国で進められ、ここ数年の県でも積極的に取り組みが進められている「小中一貫教育」ひいては「小中一貫教育校」の導入について検討する必要があると考えました。ここでは、二宮町の小中学校の現状と課題を踏まえ、これから小中一貫教育の導入について、二宮町教育委員会が検討を進めるにあたっての柱となる基本的な事項を示すこととします。

2 小中一貫教育における動向

(1) 国の動向

国における小中一貫教育の検討については、平成17年の中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」において、9年間の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化などが提言され、翌平成18年には、教育基本法の改正により第5条2項に「義務教育の目標」が定められ、それに基づく学校教育法の改正では、その第21条において小中共通の目標としての「義務教育の目標」が新設され小中の連続した学びの基本的な部分が整理されました。

さらに平成20年には新たな学習指導要領が示され、小学校の学習指導要領に中学校の学習指導要領の全文が、中学校の学習指導要領に小学校の学習指導要領の全文が参考として記載されるなど、学校間の連携を進めるための工夫がなされました。

また、平成23年には、中央教育審議会に学校段階間の連携・接続に関する作業部会が設置され、その中で、小中一貫教育の定義が示されました。

このような流れを引き継ぎ、平成26年7月には、教育再生実行会議（21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を強力に進めていくための会議として設置）第5次提言により「今後の学制の在り方について」として、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育の推進が示されました。

さらにこれを受けて、同年7月に中央教育審議会に諮問され、同年12月に、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」として、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策に係る答申が公表されました。

そして、平成27年6月に「学校教育法の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が公布されました。この法律は平成28年4月1日から施行され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」の制度が位置付けられました。

（2）県の動向

県においては、平成25年8月の「神奈川の教育を考える調査会『最終まとめ』」において、「限られた教育資源を有効に活用し、子どもにとってよりよい教育環境を提供するために、市町村と十分連携し地域の状況も踏まえながら、「小中一貫教育モデル校」が神奈川県において早期に実現できるよう取り組んでいく必要がある」と示されました。また、小中一貫教育に取り組んでいる全国や神奈川県内の先進事例から、これらの取組みが神奈川県の抱えている様々な課題解決に寄与すると考えられることから、平成26年7月に、「小中一貫教育校の在り方検討会議」が設置され、モデル校導入に向けた検討が始められました。

その後、「小中一貫教育のとらえ」や「小中一貫教育を導入したときの効果」等について検討が重ねられ、平成27年9月に、「神奈川県としてめざす小中一貫教育の在り方 最終報告」が示されました。

そしてこの中で、神奈川県の小中一貫教育を「小中学校が同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それを行う教育」として捉えるとともに、神奈川県として目指す小中一貫教育校のすがたを示しています。

また、神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがたの実現に向け、県ではモデル校を選定し、実践研究を進めることとしています。モデル校の選定は平成27年度から行われており、海老名市、秦野市、箱根町、真鶴町がモデル校として選定されています。

3 「小中一貫教育」導入検討の背景

小中一貫教育が求められている背景として、小学校から中学校へ進学する際の接続が円滑になっていないことが挙げられます。進学による環境の変化や不安など

様々な要因から、不登校などの生徒指導上、困難な状況に発展するいわゆる「中1ギャップ」があります。また、この数十年で児童生徒の心身の発達が進んでいること、小学校へ英語教育が導入されるなど学習内容の高度化が進んでいることなどもあります。

二宮町においては、全国的に言われているほど、「中1ギャップ」の状況は顕著ではありませんが、中学校に進学してからも継続して支援が必要と思われる児童や、中学校に進学してから不登校になる生徒もあり、様々な事情を抱えた児童生徒やその家庭が様々な事情を抱え多様化するなど、これらの状況を受け入れる新たな体制づくりも必要となっています。

また二宮町では、特色ある学校教育として、英語教育に力を入れており、小学校1年生から、ALT（外国語指導助手）による生きた英語教育を行っています。今後は国における小学校の英語の教科化も見据え、小学校と中学校が連携することによるさらなる英語教育の推進を目指しています。

4 二宮町の小中学校の状況

(1) 二宮町の学校教育の方向

二宮町教育委員会では、「二宮町教育委員会の教育方針」及び「二宮町立学校教育目標」を掲げ、これを実現するため、毎年、「二宮町教育委員会基本方針」を定め、学校における教育活動を推進しています。

また、国における教育委員会制度の改正により、平成27年度より地方公共団体において「教育大綱」を策定することが法律で義務づけられ、二宮町においても平成27年11月に「二宮町教育大綱」を策定したところです。これは、先に述べた基本方針等の上位に位置づくもので、二宮町の教育を推進するための指針となるものです。

二宮町の学校教育の推進においては、この大綱における大きな目標の実現に向け、社会に開かれた教育課程の編成に努め、人間尊重の精神を基本とした「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を進めています。各学校では、家庭や地域と連携し、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めています。

これらを踏まえ、英語教育の推進や支援を必要とする児童生徒への教育の推進、地域の方々の教育力を活用した授業の実施、小中学校が連携した校内研究活動による児童生徒のコミュニケーション能力の向上など、特色ある学校教育を進めるための取組みを行っています。

さらに、平成28年度より、「コミュニティ・スクール」の導入について準備を始めています。「コミュニティ・スクール」は、学校運営や学校の課題に対して、任命された保護者や地域の方々が一定の権限をもって参加する仕組みであり地域とともにある学校づくりのため、当面は小学校への導入を段階的に進めます。

(2) 児童生徒数の状況

ここ数年の町の人口減少とともに、小中学校における児童生徒数も減少傾向にあり、それに伴い学級数も減少しています。平成 28 年 5 月 1 日時点での児童生徒数の状況を見ると、小学校では一色小学校のみが昨年度と比較して減少しており、減少率は 8.3%とここ数年と比較しても高いものとなっています。このことから学級数においても 1 年生、2 年生、4 年生が単級となっています。

一方で、二宮小学校においては、学区内における新たな住宅地の開発などにより転入される世帯が増えている状況もあり、昨年度に比べ児童数は増加しており、今後も横ばいの状況が予想されます。

また、平成 29 年度の新入学児童生徒数は、二宮小学校と二宮中学校を除き平成 28 年度に比べわずかながら増加が見込まれるものの、一色小学校においては 36 人に満たず単級になることが見込まれます。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「将来人口推計（平成 25 年 3 月現在）」が推計した将来の子どもの数についても、大幅な減少が予想されます。

○ 平成28年5月1日現在の小中学校における児童生徒数及び学級数

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別	計
二宮小	児童数	118	91	91	110	92	108	12	622
	学級数	4	3	3	3	3	3	3	22
一色小	児童数	24	33	53	32	59	44	7	252
	学級数	1	1	2	1	2	2	3	12
山西小	児童数	52	71	65	72	73	68	6	407
	学級数	2	3	2	2	2	2	2	15
小学校計	児童数	194	195	209	214	224	220	25	1,281
	学級数	7	7	7	6	7	7	8	49
二宮中	生徒数	128	129	131				10	398
	学級数	4	4	4				2	14
二宮西中	生徒数	75	92	103				5	275
	学級数	2	3	3				3	11
中学校計	生徒数	203	221	234				15	673
	学級数	7	7	7				4	25
合計	児童生徒数								1,954
	学級数								75

○児童生徒数の推移（各年5月1日現在）

（人、％）

	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	児童数	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	
二宮小	659	655	△0.6	636	△2.9	611	△3.9	607	△0.7	622	2.5	
一色小	356	334	△6.2	313	△6.3	290	△7.3	276	△4.8	252	△8.3	
山西小	429	431	0.5	430	△0.2	416	△3.3	404	△2.9	407	0.5	
小学校計	1,444	1,420	△1.7	1,379	△2.9	1,317	△4.5	1,287	△2.3	1,218	△0.5	
二宮中	475	446	△6.1	447	0.2	424	△5.1	409	△3.5	398	△2.7	
二宮西中	314	318	1.3	306	△3.8	305	△0.3	294	△3.6	275	△6.5	
中学校計	789	703	△3.2	753	△1.4	729	△3.2	703	△3.6	673	△4.3	
合計	2,233	2,148	△2.2	2,132	△0.7	2,046	△4.0	1,990	△2.7	1,954	△1.8	

（3）学校施設の状況

町内小中学校5校の校舎等の状況は、次のとおりです。昭和40年代以前に建設された施設が半数以上あり、二宮町公共施設再配置に関する基本方針で示されている耐用年数60年が数年先に迫っている校舎もあります。また、小中学校すべての校舎、体育館において耐震工事は完了しているものの、耐震工事からすでに19年が経過している校舎もあります。

また、維持管理においても予想できない突発的な補修工事が発生するなど、その対応は年々増加しています。安全安心な学校施設を維持するために、今後の施設のあり方を整理することが急務な状況となっています。

○校舎、体育館の状況

学校名	棟名	竣工年（西暦）	設定耐用年（西暦）	耐震工事年
二宮小	西棟	昭和46年（1971）	平成43年（2031）	平成17年（2005）
	中央棟	昭和47年（1972）	平成44年（2032）	
	東棟	昭和48年（1973）	平成45年（2033）	平成15年（2003）
	体育館	昭和50年（1975）	平成47年（2035）	
一色小	北棟	昭和41年（1966）	平成38年（2026）	平成13年（2001）
	南棟	昭和45年（1970）	平成42年（2030）	平成14年（2002）
	体育館	昭和48年（1973）	平成45年（2033）	必要なし
山西小	北棟	昭和52年（1977）	平成49年（2037）	平成9年（1997）
	南棟	昭和52年（1977）	平成49年（2037）	平成10年（1998）
	体育館	昭和53年（1978）	平成50年（2038）	

二宮中	西棟	昭和 44 年 (1969)	平成 41 年 (2029)	平成 12 年 (2000)
	東棟	昭和 35 年 (1960)	平成 32 年 (2020)	平成 11 年 (1999)
	特別棟	昭和 60 年 (1985)	平成 57 年 (2045)	必要なし
	体育館	昭和 43 年 (1968)	平成 40 年 (2028)	平成 11 年 (1999)
二宮西中	西棟	昭和 55 年 (1980)	平成 52 年 (2040)	平成 18 年 (2006)
	東棟	昭和 56 年 (1981)	平成 53 年 (2041)	
	体育館	昭和 55 年 (1980)	平成 52 年 (2040)	

(4) 児童生徒の状況

町内小中学校5校における児童生徒の「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」という解決しなければならない課題の発生状況については次のとおりです。

○小学校の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
暴力行為 (発生件数)	16	0	4
いじめ (認知件数)	13	14	5
不登校 (30 日以上欠席者数)	5	6	6

○中学校の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
暴力行為 (発生件数)	0	2	18
いじめ (認知件数)	4	4	16
不登校 (30 日以上欠席者数)	19	25	19

4 二宮町の小中学校教育における課題

小中学校の現状から見える今後の課題として、次のことがあげられます。

(1) 様々な課題を抱える児童生徒への対応

社会環境の変化から多様化する家庭を背景に様々な状況におかれている児童生徒、課題を抱える中で不登校などの困難な状況に直面している児童生徒に対し、支え、指導する一貫した支援の必要性が高まっています。

(2) 高度化する学習内容への対応と特色ある学校教育の推進

小学校における英語の教科化や全国学力・学習状況調査などにより、一般の方々からの児童生徒の学力に対する意識が高まっている中、二宮町の小中学校の学力の水準を維持するとともに、さらに高めていくことが求められます。一方で、学力のみを伸ばすことを目的とするのではなく、将来を見据え、児童生徒の生きるために必要な力を育むことを目的に、二宮らしい特色のある学校教育を行っていくことが重要となります。

(3) 児童生徒数の維持と適正な学校規模の確保

減少が見込まれる児童生徒数の状況を踏まえ、児童生徒数を維持し、児童生徒にとってよりよい学習環境として適正な学校規模を確保することが必要です。

(4) 老朽化が進む学校施設への対応

半数以上の施設が建設から40年以上が経過する現状において、将来における二宮町の教育を考える中で、より安全な施設において児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、計画的に整備を行わなければならない状況にあります。

(5) 学校現場における業務の適正化（教職員の多忙化への対応）

不登校やいじめなどの課題やそれに伴う保護者や家庭への対応など、学校をとりまく状況が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務が課題となっています。日常的に教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するための教職員多忙化への対策が必要となっています。

5 「小中一貫教育」について

これらの課題を解決するための方法のひとつとして、「小中一貫教育」があげられます。現状の取組みとして二宮町の小中学校でも行っている「小中連携」がありますが、これは、小中学校が情報交換や交流を通じ小学校から中学校への接続の円滑化を促すもので、これをさらに進めたものが「小中一貫教育」です。小中一貫教育では、小中学校が9年間を見通した教育課程を編成し、それに基づき系統的な教育が行われます。

(1) 小中一貫教育導入の目的と内容

①小中一貫教育導入の目的

- ・小学校から中学校への接続を円滑にし、「中1ギャップ」などの環境の変化により起こる状況を解消または小さくする。
- ・9年間を見通したカリキュラムの編成による学習指導の改善から、児童生徒の学力向上を進める。
- ・様々な課題を抱える児童生徒に対し、9年間を見据えた支援、指導を行う。
- ・学校施設の再配置等により小中一貫教育を行うための環境を整備し、児童生徒によりよい教育環境を提供する。

②小中一貫教育の主な内容

- ・小中学校9年間を見通し系統性を確保した教育課程を編成する。
- ・小中学校教職員間における指導のあり方の共通認識のもと、「中1ギャップ」の解消や小中の一体感の醸成などのため、中学校教員が小学校で、または小学校教員が中学校で指導を行う「乗り入れ指導」や小学校高学年における教科担任制の拡充などを行う。
- ・9年間を通じた教育課程の編成や小学校と中学校の連絡調整などを踏まえ、小中一貫教育を推進するための新たな校内体制を置く。

(2) 小中一貫教育導入の効果

小中一貫教育を導入した場合、次のような効果が期待できます。

(少子化の進行への対応)

- ・少子化や地域の人口減少により学校規模が縮小すると、運動会などの行事や部活動など、一定規模の集団を前提とした教育活動の実施が困難になるが、小中一貫教育校を導入することで、集団の規模が確保され、教育活動が保障される。

(学習指導上の効果)

- ・中学校の教員が小学校で授業を行うことにより、小学生はより専門性に根ざした授業を受けることが可能となり、学力や学習意欲の向上が期待できる。
- ・小学校の教員が中学校で授業を行うことで、中学生これまで親しんできた教員が身近にいることから安心感が保たれ、落ち着いて学習に取り組むことができる。特に継続的に支援が必要な生徒について効果が期待できる。
- ・校種による切れ目のない授業を計画できることから、中学生が小学校の学習範囲に戻って、基礎的・基本的な知識・技能を繰り返し学習する場面を設定しやすくなる。
- ・これまで以上に、多様な考えをもった仲間たちと交流し合う場面を設けることが可能となり、自ら考え判断し表現する力を育む機会を増やすことができる。
- ・発達段階が考慮された一貫した学習規律や「聴き方」、「話し方」などの学びを通じて、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることができ、自立した人間として社会をたくましく生きる力を育むことができる。

(児童生徒指導上の効果)

「中1ギャップの緩和」

- ・小学校の児童にとっては、中学校の生徒や教職員と共に学び生活することにより、中学校での生活に対する不安を感じるものが少なくなる。
- ・教職員が9年間を通じて子どもの様子を日常的に見合うことで、支援が必要な子どもたちへの対応や発達段階に応じた指導の充実が図られる。
- ・教職員は、小学校においては、中学校で蓄積された指導のノウハウを用いることで、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応などがより可能となり、また中学校では、小学校での状況を十分把握しながら生徒指導にあたるなど、組織として適切な情報のもと連携して取り組む体制ができ、いわゆる「中1ギャップ」が緩和され、いじめや暴力行為、不登校が減少する。

「自尊感情の醸成」

- ・異年齢との関わりを通じて、多様性を認め合い、下級生は上級生へのあこがれ、上級生は下級生への思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重する心が育まれる。
- ・9年間を通じた教育活動の中で、一人ひとりが自分の役割を果たすことを通じて、仲間たちや周りの大人たちからも認められ、自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成される。

(教職員への効果)

- ・小中学校それぞれの指導法のよいところを、それぞれの教職員が学び合うことで、これまで以上に指導力の向上が図られる。
- ・小学校の教員が中学校で学ぶ子どもの学習状況を把握することで、小学校段階で身に付けておくべき基礎的・基本的な事項に対する認識が高まり、具体的な指導のポイントが明確になる。
- ・小中学校の教職員が合同で行う授業研究等を日常的に実施することが可能となり、授業方法や評価方法の実践研究が進み、より質の高い教育活動を実践することができる。

(地域や家庭への効果)

- ・9年間のつながりの中で保護者同士の関係も広がり、悩みの共有や解決が図られやすくなる。
- ・コミュニティ・スクールに基づく小中一貫教育を導入することで、ボランティアなど地域人材や保護者の支援を学校運営に取り入れやすくなるとともに、地域にとっても9年間という長いスパンで児童生徒の成長を支援することで、充実した多様性のある支援が提供できる。
- ・9年間を通じて切れ目なく、地域から学ぶことや地域へ貢献することを計画的に設定することで、将来に渡り地域社会に貢献する人材を育成することができる。

(3) 小中一貫教育の類型

小中一貫教育を行うための学校には、次の2つの種類があります。

①義務教育学校

- ・1人の校長の下、一つの教職員組織により、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う学校。
- ・修業年限は9年間。9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成。
- ・施設については、一体・分離を問わず設置可能。

②併設型小学校・中学校

- ・学校ごとに校長を配置し、独立した学校ごとの教職員組織により、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う学校。
- ・教員は各学校種に対応した免許を保有。
- ・修業年限は小中学校と同じであるが、9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成。
- ・施設については、一体・分離を問わず設置可能。

(4) 小中一貫教育学校の施設形態

一般的に検討され、導入されている小中一貫教育を行う学校形態は次のとおりです。

①施設一体型

- ・同一校舎内に児童生徒の教室があり、組織・運営ともに一体の小中一貫教育を実施する。学校施設については、新規の建設や既存の施設を改築が必要となる。
- ・施設の共有化は、小中の連携を高める上で効果大きい。

②施設隣接型

- ・隣接する小中学校において、カリキュラムや教育目標に一貫性を持たせ、学校行事等を合同で実施する。
- ・施設は既存のものを活用する場合と新規に建設する場合とがある。
- ・学校間に連絡通路を敷設することにより、児童生徒や教職員の行き来が容易になり、連携しやすくなる。

③施設分離型

- ・離れた場所に位置する小中学校において、カリキュラムや教育目標に一貫性を持たせ、互いに連携を図りながら教育活動を実施する。
- ・既存の施設を利用するので、小中一貫教育に取りかかりやすい。

(5) 導入における課題

①教育課程、指導等における課題

- ・9年間を見通した教育課程を実施する上で、義務教育段階の児童生徒のための教職員であるという意識の醸成。
- ・教員免許の取扱い。
- ・児童生徒において、従来の小中学校との間で転校した場合の学年やカリキュラムのずれへの対応。
- ・9年間固定化してしまう児童生徒同士の人間関係への対応。

②学校施設面からの課題

施設一体型

- ・小中連携を育むプロセスが必要であり、広く学校関係者や地域住民が参加する体制づくりが必須。
- ・児童生徒数の動向予測など、学級数の設定に念入りな検討が必要。
- ・異学年の交流スペースや地域連携のスペースを設けるなど、自然に交流が進む環境の整備が必要。
- ・新たな施設整備、または大規模な改築となるため、莫大な費用に対する財源の確保。

施設隣接型

- ・児童生徒や教職員の学校間の移動を円滑かつ活発に行うための対応。
- ・既存の施設を活用する場合でも改築が必要となるため、その財源の確保。

施設分離型

- ・小中学校の教職員が連携を行うために活動する会議室等の場所の確保。
- ・離れた学校間における連携強化の手法の検討。

③地域との連携からの課題

小中一貫教育校を導入するにあたり、小中学校の再配置は避けては通れないものとなり、通学区域の見直しが大きな課題となります。児童生徒の移動手段も含め、地域とのつながりが大きい現在の小学校区において、地域の方々の意見を伺いながら、慎重に進めていく必要があります。

6 小中一貫教育校の検討を行うにあたっての基本的な方向性

これまで示してきた内容を踏まえ、小中一貫教育の導入について検討を行うための基本的な方向性を、次のように整理します。

導入検討を行うにあたってめざす基本的な方向

- ◎ 小中一貫教育校の設置をめざす。
- ◎ 小中一貫教育を行うために適した学校配置をあわせて検討する。
- ◎ コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育校の運営を検討する。

(1) 検討の方向性

学校は、次代を担う子どもたちが楽しく学び、豊かな人間関係を築いていく場であるとともに、地域コミュニティの中にあって、防災拠点にもなっている重要な施設です。児童生徒に対し「充実した教育内容と教育環境」を提供するとともに、今後のまちづくり全体の中での学校のあり方を考えた場合、これまで示してきた児童生徒数の状況や施設の状況、児童・生徒が抱える課題、国や県の動向など、現時点における町の学校が置かれている状況から、学校教育をさらに深化させていくための一つの方法として、小中一貫教育の導入について積極的に検討することが重要であると言えます。

また、導入検討にあたっては、学校と保護者、地域が想いを共有し、協働しながら地域とともにある学校づくりを推進することを念頭に置き進めることが重要となります。

小中一貫教育の必要性を十分協議し、共通認識が図られた上で、二宮町の教育においてどのような小中一貫教育校の形がよいのかを、児童・生徒への効果や地域への影響、町の財政力等を踏まえた中で検討していきます。

(2) 検討の手法及び内容

導入の検討にあたっては、神奈川県「小中一貫教育推進モデル校事業（以下、モデル校事業という。）」を活用します。この事業は神奈川県からの委託事業であり、委託を受ける期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間を予定しています。

＜研究内容＞

- 小中学校長と教育委員会事務局で構成する「（仮称）小中一貫教育校導入検討委員会（以下、検討委員会という。）」を設置する。
- 検討委員会では、小中一貫教育校における確かな学力の育成に向け、9年間を見通した小中一貫カリキュラム作成するとともに、その過程において小中一貫教育に適した学校配置の検討を基本に、児童生徒数の減少に伴う二宮町の小中学校の再編成について検討する。
- 小中一貫教育校の導入にかかる費用に対する国などの支援について情報収集し、活用の可能性を整理する。
- 検討委員会には、小中学校教頭及び教務主任をリーダーに、小中学校の教員で構成するワーキンググループを置く。
- ワーキンググループは、小学校と中学校の教員が一緒になり、教科・領域ごとに設置し、学びの筋道を明らかにした小中一貫カリキュラムの素案を作成する。
- 小中学校においては、作成されたカリキュラム案をもとに、試行的に授業を実践する。授業の実践においては、特に「乗り入れ授業」を重視し、中学校教員による小学校への乗り入れ授業（主に英語科や音楽科）と小学校教員による中学校への乗り入れ授業（主に特別支援教育）について、年間を通じて試行する。
- 小学校高学年における一部教科において、教科担任制を試行する。

（3）検討のとりまとめ

モデル校事業の成果と検討委員会における学校再配置の検討結果をもとに、以下の内容を検討のとりまとめとして整理します。さらに、この検討のとりまとめをもとに、小中一貫教育校導入のための実施計画を策定します。

- ① 小中一貫教育校の類型（義務教育学校、併設型小学校・中学校）について
- ② 小中一貫教育校の施設形態（一体型、隣接型、分離型）について
- ③ 小中一貫教育校の組み合わせ及び学校施設の配置について
- ④ 小中一貫教育校として取組む内容について
 - ・学校運営組織について
 - ・教育課程（カリキュラム）について、その他
- ⑤ 施設整備について
- ⑥ コミュニティ・スクールとの関係について
- ⑦ 導入にかかる費用及び財源について
- ⑧ 小中一貫教育校設置までのスケジュール
その他、必要な内容

7 小中一貫教育校による学校の再配置と地域づくり

学校教育は、二宮町のまちづくりにおいて大きな役割を担っています。学校は、地域活動の拠点であり、学校があるかないかで地域における活動が変わってしまうと言っても過言ではありません。

一方で、小中一貫教育の検討を進めていく過程では、小中一貫教育を効果的に行うため、学校の再配置も検討することが必要となってきます。地域と深いつながりのある学校の形を変える可能性のある「小中一貫教育」については、すでに導入に向け準備を進めている「コミュニティ・スクール」と併せて、これからの地域づくりと連携しながら進めていくことが重要となります。

また、小中一貫教育については、コミュニティ・スクールとともに「二宮町総合戦略」及び「第5次二宮町総合計画中期基本計画」に位置付けられている重要な取組みであり、今後のまちづくりの重要な部分を担っているとと言えます。公共施設全体の再配置についても検討が進められているところであり、今後示される基本方針も踏まえ、検討を進めていかなければなりません。

(1) 学校施設の役割

学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近な公共施設です。生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点であるとともに、地震などの非常災害時には応急避難場所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。この状況を特に重要なものと捉え、検討を行います。

(2) 学校施設の活用

コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育校の運営を検討するところとしている中で、地域と連携した円滑な学校運営をめざすため、学校施設の一部を地域が活用することも念頭に置き検討を行います。

8 導入検討のスケジュール

小中一貫教育校の導入を決定するまでのおおよそのスケジュールについては、次のように考えます。

小中一貫教育については、2年間の県モデル校事業の委託を経て作成したカリキュラムとともに、検討委員会における検討結果をもとに、平成31年度に試行を行います。その後、平成31年度中に策定予定の実施計画と試行結果をもとに、学習指導要領の改訂と合わせ、平成32年度の本格実施を目指します。

また、学校施設の再配置については、保護者や地域の方々、関係機関の方々のご意見を聞きながら、また、施設配置に先行して行う小中一貫教育の実施状況を踏まえながら慎重に検討を進め、平成33年度以降、早い時期の小中一貫教育校の設置を目指します。

○スケジュール案

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度以降
<p>(参考) コミュニティ・スクールの導入準備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一色小学校への導入準備 ・一色小学校への導入 ・他の小学校への導入 						
<p>小中連携教育の推進</p>						
<p>小中一貫教育について教育委員会における考え方、方向性の整理</p>						
<p>神奈川県小中一貫教育推進モデル校事業の受託</p>						
<p>小中学校長と教育委員会事務局による検討員会での検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの検討 ・学校配置の検討、他 						
<p>学識経験者・町民を含む外部検討組織による検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育導入の必要性、可能性の確認 ・学校配置への意見聴取 ・地域や関係機関等の意見聴取 ・実施計画の策定 						
<p>小中一貫教育校設置準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育(乗り入れ授業等)の試行、実施 ・学校組織等、導入に係る準備 ・学校再配置(ハード部分)の準備 						